

平成 28 年度第 1 回福知山市入札制度改革等検討委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成 28 年 8 月 10 日 (水) 午後 2 時 15 分～午後 3 時 40 分 市民交流プラザふくちやま 視聴覚室 (3 階)	
出席委員名簿 (職業)	<p>委員長 <small>たかはし</small> 高橋 <small>ゆきお</small> 行雄 (弁護士、現福知山市入札監視委員長)</p> <p>委員 <small>きし</small> 岸 <small>みちお</small> 道雄 (立命館大学政策科学部教授)</p> <p>委員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾 (ジャーナリスト (元京都新聞論説委員))</p> <p>委員 <small>まつしま</small> 松島 <small>かくや</small> 格也 (京都大学大学院工学研究科准教授)</p>	
議事概要	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ (高橋委員長)</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 更なる入札制度改革について</p> <p>(2) プロポーザル方式のあり方について</p> <p>◇ 各委員から出された意見等を踏まえ、次回に持ち越し審議することとした。</p>	
委員からの意見・質問とそれに対する回答	意見・質問等	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり

意見・質問等	回答等
<p>更なる入札制度改革について</p> <p>目的は、市内本社・本店業者への発注率を高めたいということか。現状のルールはどうなっているのか。1 億円以上の大規模工事となっているが、現状のルールがこのようにあり、発注率を高めるためにこのようにしたいという提案にしたほうがわかりやすい。</p> <p>市外の業者が応募できる条件付一般競争入札の予定価格はどこで線を引いているのか。</p> <p>3, 000 万円を 1 億円に引き上げるのが今回の提案か。</p> <p>市長の公約の「地元企業への発注や調達が増える公共調達制度を見直す」というのは、市長のマニフェストでどういう位置づけなのか。</p> <p>電気工事に関して、3, 000 万円以上の工事を請負う対象業者は何者あるのか。</p> <p>これまで議論してきた土木・建築工事に関する入札制度改革を横にも展開するという事だと思うが、そうすると、いままで議論し、昨年度より実施している変更が当初考えていた結果をもたらしたのかどうかを踏まえないと、その方針を横に展開するのが正しいのか議論の余地</p>	<p>予定価格が 6, 000 万円の工事の入札参加条件は市内本社・本店 A 等級と市外業者は市内でいう A 等級相当になる経審点数 690 点以上という条件だったが、今回の提案では、市内本社・本店 A 等級の業者に限定して調達をするということになる。</p> <p>一般競争入札は発注標準でいう 3, 000 万円となる。</p> <p>発注標準の 3, 000 万円は変更なしだが、市外業者が条件付一般競争入札に参加するかを検討するのが 1 億円以上の工事ということ。</p> <p>市長のマニフェストとして 5 つの柱と 25 の事業がある。その 5 つの柱のひとつ「地域の産業振興を目指して事業者支援と人づくりを進めます」の中のひとつが地元企業への発注となっている。</p> <p>いろいろな制度もからんでくるので一概には言えないが、市内本社・本店で 6 業者ある。</p> <p>これまで土木、建築を中心とした入札制度改革の議論があり、土木、建築については、業者数や技術力の幅もあり、また工事の案件数も多いという状況だった。本来なら、その検証も含めて行い水平に展開していくところだが、業者数では土木一式は 116 者市内本社・本店がある。電気工事に</p>

がある。もし違う結果であるなら、土木、建築の工事と今回適用しようとする4業種で、業者の数や金額の規模等に大きな違いがあるといったことを踏まえてどういった制度がいいのか議論すべき。先ほどの提案の市外業者を排除するというのはわかりやすいが、競争性を担保することに逆行することになるので門前払いはよくない。以前から、門前払いをするのではなく、地元への貢献をきちんと評価するなどから、結果として地元業者の落札の割合が高くなるというところを目指していた。今回の提案はそういう意味でいうと要件として市内でないといけないというのは入札というそもそもの意義に反している。

市長の公約で「地元企業への発注や調達を拡大する公共調達制度を見直す」というのは、地元企業に受注の機会を与えるのが今の調達制度だからそれを見直すということかと思えば逆であった。市外業者を締め出すような方向を唐突に出されているが、競争を制限して、入札制度の改革になるのか。地元企業への仕事機会を与えるというのはいいことだが、入札制度の根本はもっと必要な要件が多くあり、税金を効率よく使い市民によりよいサービスを入札制度を通じて提供していくのが基本である。数ある要件の一つに地元企業の育成につながればいいというものも入ってくるが、そのことが第一にあって他の要件がすっかり霞んでしまったという印象がある。こういう方向をいきなり唐突に入れていいものか。よほど

については、26者ということでこれまで議論してきた土木一式の考え方を電気工事に当てはめるのは、疑問もある。電気工事については確かに競争性ということはあるが、この後、条件付一般競争入札について説明を丁寧にした。また、検証については、必ず必要であるので1年が経過した中でどういう数字が見えてくるのか、なにが問題なのかしっかりと見ていきたい。

議論をしないと簡単に結論を出すべきではない。今回、1億円という具体的な数字まで出ているが、そういう前に果たしてこれがいいのかこの場でも検討していないといけない。

今は市外業者がどこまで入れる、入れないという整理はないのか。

この提案からすると、1億円以上でないと市外業者が入れないというのが主旨になる。こういう提案をするなら、国の考え方、京都府の考え方あるいは他の自治体の考え方がどうなっているか。その中で福知山市がどういう立ち位置になるのか、まずベースがあってそれを提示していただいて議論しないと唐突に1億円と出てきてもいいか悪いか判断できない。以前から競争性を制限する地元企業の育成というのが前面に出てきたことに関して、これでいいのかということはいってきたが、そういう提示の仕方をしないと妥当性の判断は難しい。

なぜこれまで市外の業者にも開放して広く入札を行っていたかという根拠をどう考えているのか。これから市内に限るとする、電気工事業者が4者ほどしかない。ほとんど競争の限定された状況に追い込むことになる。そういう提案をされることが意外である。他の市でもこれくらいの工事規模であれば10者ほどで入札している。入り口から市外業者をほとんど締め出すようなことをやっているのか。どれだけの合理的根拠があるのか。

今は市外業者にも入ってもらっている。

1億円という数字を示しているが、1億円については簡単に言うと過去3年間の電気工事の金額上位10件を見て、1億円という工事が1件でそれ以外は5,000万円未満の工事なので1億円というラインを引いたが、他市の状況等を確認してそれに対してどうかというような検証はしっかりできていない。

よほど議論しないとイケない。

基本的には入札制度と産業振興は直接リンクしない。入札はあくまでも競争性なり、透明性、公平性が担保されるのである。税金をつかって事業をするのだから、地元企業が潤い、それによって住民福祉の向上につながっていくということで地元企業をいかに育成して、技術力・経営力を育て、それが地域に貢献していくという循環的なサイクルをつくっていく上においても総合評価方式を拡大していくなどいろいろな議論をしてきたところだ。今回の提案は唐突かなという印象は免れない。競争性の確保を前提にと書かれているが、入札制度は競争性だけではなく、税金を使うわけだから透明性も確保されないとイケない。それにおいては参加業者が限られてくるわけだから透明性においても公正・公平性においても本当に確保されるのか疑問を感じる。

土木と建築でやったように、発注標準の見直しをすとか、地域貢献の加点をもっと加えるという形ではできないのかというロジックが必要である。入り口から締め出すというのは最後にやってもいかも分からない手段だと思うので検討すべき。

技術と経営に優れ、地域に貢献する優良な企業の育成を基本方針とされている

市内企業や市内企業にお勤めの市民の方やその家族と入札制度のバランスの中で説

が、市内の業者に限定してそこに仕事がいくという仕組みにすると業者の技術力や事業意欲は低下するに決まっている。厳しい競争にさらしてその中で生き残っていく企業こそが優良な企業であり、他を排除して仕事があるという環境で育った企業が果たして優良になるか疑問に思う。電気や他の業種に拡大するにしても、これまでと違った要素が急に入ってくるようなことではなく、根本にさかのぼってどうしたら他の4業種に拡大していけるか。結果として地元企業への発注が増えていくためには真っ当なルールはどういうことかを研究していただきたい。

十分にいろんな角度から考えて、誰が聞いても納得できる案を出していただいて、改めてここで議論させていただく形がいいかと思う。この問題については、さらなる検討をしていただくということで次回以降に持ち越しとする。

プロポーザル方式のあり方について

本来入札すべき業務をプロポーザル方式で契約することは許されないという文言があるが、現状として本来プロポーザルに適していないがプロポーザル方式を採用してしまっているのが多いというのが現状の認識ということでよいか。

従来はプロポーザル方式でしていたが、厳格に運用するとなるとプロポーザル方式以外を採用するようになることも

明ができたかと思っただがベースのところの整理がしっかりできていないとの指摘があり、改めて整理させていただきたい。

業者選定はいろんな要因があり価格だけではないし、業者数が多ければ競争性が高いのかということも一方では見なくてはいけない。先ほどあったように、地域貢献度をどのように考えていくのかということもあり、すこし整理をして、いろんな観点から見てどういう制度がいいのか。改めて次回報告させていただきたい。

プロポーザルをした時点では、市にそういうノウハウがなかった部分もあり、その当時はプロポーザルで正解だと考えている。今後プロポーザルのガイドラインを作ることによって一定の線を引いていきたい。

高い知識であったり、応用力が必要となる業務はプロポーザル方式だが、今までで一定の回数、年数を重ねることによってノウハウが蓄えられている場合は一般競争入札

<p>あると思うが、指名競争入札になるのか。そうやって問題がないかという検討は別途するのか。</p> <p>一般競争入札になっても問題はないと考えているのか。</p> <p>福知山市の現状で、社会的情勢の変化もあり、改めて精査する必要があるとなっているが、具体的にはどういうことか。</p> <p>また、本来、入札制度は一般競争入札が原則で、参加業者が少なければ、事実上、随意契約に陥ってしまう懸念が生じる。</p> <p>現状の課題があるからこそ具体的な市の提案があるということなので、何が問題なのかをもう少し書いたほうがよい。社会情勢の変化とあるが、裏からいえば統一的な市の考え方がいままでなかったということになり、ガイドラインがないために委員会の議題になったと思うが、今までどのような形でプロポーザル方式を実施し、それに対してこのような課題が出てきたために、市の考え方としてこのようなことを提案しますという論理的な展開という形で提案されると分かりや</p>	<p>で行いたい。</p> <p>そのように考えている。</p> <p>社会情勢の変化について、初めて実施する業務等は本市ではノウハウがなく、専門的な業者のノウハウを得たいという部分があり、それを集めるためにプロポーザル方式で公募し、多くの業者からノウハウを得る中で一番よい業務を選ぶということである。それが、何年か経過し、市にノウハウが積みあがってくると競争入札に移行したいということである。</p> <p>随意契約については、プロポーザル方式を採用することで、一定の競争性を担保しながら一番よいところを採用しており、最終的には随意契約として契約するが、基本的には選択する段階で競争性が働いていると考えている。</p> <p>例えば福祉系事業を例にあげると、応募者が1者の業務が多い。これについては、介護保険制度の中で新しい事業ができ、本市では今までしてこなかった事業がある。その中で、本市としてノウハウがなかった分、どのように決めたらいいのか、決め方について手段がなかった。そういう部分でプロポーザル方式を選んだが、何年か経過すると課題や問題点も積み重ねられ、入札でもできるのではないかと考えている。地域の中でもできる事業所があれば少しでも多く参加いただきたいということで入札に</p>
---	---

<p>すい。今までのプロポーザル方式に関して、統一的、客観的という言葉もあり、プロポーザル方式の採否をきちんとしようというのが主旨であり、それは理解した。あとプロポーザル方式ガイドライン（素案）の4運用委員会と5選定会議の違いがわからない。どう違うのか。</p> <p>これまで慣例として（きちんとしたルールがないまま）やってきたことを、きちんとルールを作ってやろうというのが今回の主旨ということか。</p> <p>福知山市として改善が必要であると一番感じているところはどこなのか。現行の方式で一番の問題点は何か。</p>	<p>するのがよいと考えている。</p> <p>運用委員会と選定委員会の違いだが、運用委員会というのはある業務があればその業務をプロポーザル方式ですか入札ですかその採否をする。それと同時にそこに参加するための資格や評価の基準の方針を決めるところである。選定会議が一番わかりやすいのは候補者選定をする会議である</p> <p>その通りである。</p> <p>事務執行にかかる統一的なガイドラインがないということである。</p> <p>入札方式はご存知のとおり、指名競争入札と一般競争入札は価格で落札者を決めていく価格競争の入札方式。プロポーザル方式、コンペも含めて、価格だけでなく、提案の内容が非常に効果があったり、付加価値的なこともしっかり判断しようという方式である。福知山市は、高度専門的な技術力、企画力、知識が要求される業務やイベント等優れた発想とか技術力が出るものはプロポーザル方式でやってきた。ただ、例えば福祉の仕事でもそうだが、10年前や15年前は実施する業者が少なかったため、基本的にその技術力や専門性がない、そういう時は、プロポーザル方式で業者の提案を比較し、付加価値があれば価格が高くても決めようということができたが、そういう仕事が普及し汎用化というか一般化されてきて、10年前は高度で特殊な技術だったものが今では普遍的な</p>
---	---

<p>ガイドラインをいつ作るのかということ、ガイドラインを作るとなれば、いろんな外部の意見も聞かなければならない。価格と提案された評価とのバランスなども重要な話になってくる。そういう意味において、京都府は運用マニュアルを作っている。それをみると、策定には膨大な事務作業が必要となる。いつ頃をめどに統一的に運用していこうとされているのか。</p>	<p>技術になることもある。そういう意味で社会情勢の流れも踏まえると、プロポーザル方式という形での提案を受けなくてもいいのではないかとなってきた。京都府も最近マニュアルを作ったが、福知山市も従来どおりのことではプロポーザル方式をやる意味が薄れてきたのであれば、価格競争である一般競争入札等をやろうということである。指名競争にするのか一般競争にするのか、それともプロポーザル方式をとらずにすぐ随意契約にするのかがあるが、やはり随意契約は競争性がない為、一般競争入札か指名競争入札になる。ただ、指名競争入札は、発注した内容が全者できるというのが前提となり、汎用性の問題があり、そこまでわからないなら一般競争入札にして、福知山市だけでは少ないとなれば、府下でという広め方もあるからそういう方向に進むのではないかと思う。もう少し事例もお示しできれば理解しやすいと思うが、何回もやってきた業務であれば、業者の状況や設計すべき基準もわかるので、見直していけばどうかということである。</p> <p>できるだけ早くと考えている。</p> <p>できれば年内というぐらい早いうちにやっていきたい。入札制度というのは1回で100%にはできないと思うので、PDCAサイクルをまわしながら、とりあえず雛形を作って、何回か試行してまた精度を上げてという中で順次練り上げていきたい。まず最初のスタートを年内早いうちにと思っている。</p>
--	--

公契約大綱の中でこのガイドラインは
どういう位置づけになるのか。1つの項
目が出来てそこに入るのか。

大綱は理念であるといわれたが、本来
理念があって各論があるべきで、各論を
理念に反映するというのは筋が違うと思
う。前回まで大綱をずっと議論してきて、
まだペンディングになっている重層化の
話などいろいろ残っている。そちらの見
通しを聞きたい。

できれば公契約大綱の素案を先に決め
てしまいたいと思う。前回の説明では今
日のような更なる改革をしてプロポーザ
ル方式を決めてから公契約大綱の素案が
できるという話であった。その辺はどう
なのか。

プロポーザル方式ガイドラインも素案
という形で提案いただいて今後より詰め
ていかれると思うが、非常にわかりにく
いところがあるので聞くが、4運営委員
会のところで参加要件、評価基準の方針、
選定委員（外部有識者を含む）の決定と
あり、5選定会議に外部有識者及び評価
基準の具体的な確定とある。ということ
は、4の上位の会議で外部有識者を決め

公契約大綱はあくまで理念であり、公契約
大綱の基本方針、公正、公平な競争並びに品
質及び価格の適正な確保という部分がプロ
ポーザル方式の中にも含まれている。この委
員会で公契約大綱の中に盛り込んだ方が良
いとなれば、そうすることも考えられる。

本日の入札制度改革の議論については、先
ほどのような状況であり、それをしっかりと
対応するのに合わせて重層化の件などにつ
いても整理をしたい。各委員から貴重な意見
をいただいているのできっちり対応したい。

補足すると、公契約大綱は基本的には骨格
は前回まで議論いただいた通りでいき、市長
の承認を得ようと考えている。ただ、プロポ
ーザル方式などその他が重なりあったため、
煩雑になったと思うが、今提案しているプロ
ポーザル方式についても、公契約大綱の中の
部分だと考えているので、まずは公契約大綱
をできるだけ早く提案させていただきたい
と考えている。

ていて、外部有識者を2度決めている。これがわかりにくい。外部委員という言葉がよく使われているが、外部委員には外部有識者は含まれているということはないのか。6の外部有識者の扱いを読むと、複数の人に聞いてヒアリングの結果を書くとなっているが、そもそも外部委員に外部有識者が入るのかもわからない。そういうわかりにくい点に留意して今後詰めていかれたほうがいいと思う。

プロポーザル方式の場合には、事業者が限定されて競争性があるのかという問題があることと、提案されてそれに対する評価があるということで情報の公開や透明性、コンプライアンスが有効に機能するのかという問題がある。先に答えを教えておいて問題を出すようなやり方があるが、そういうプロポーザル方式特有の問題点をどう整理するのか。そういう考え方をガイドラインにはきちんと含めておいたほうがいい。特にコンプライアンスの観点を一項目入れて内部的にも徹底していくことが大事だと思う。

今回いただいた意見等を整理し、早い段階で決めていきたい。